

第3回 港湾工事における プレキャスト工法導入促進検討会

2. 第2回検討会の指摘と対応方針案

令和 5年3月9日
港湾局技術企画課

第2回検討会の指摘と対応方針案

| 指摘事項 | 対応方針案 |
|--|---|
| <p>VfMの配点を恣意的に変更しないようマニュアルに工夫が必要。</p> | <p>マニュアル(試行版)(案)において基本的な配点を示した。また対象工事によっては該当しない評価項目がありうるので、この場合は他の重要と考えられる項目に割り振ることを可能とする旨を示した。</p> |
| <p>全体フローの「PCaの導入は可能か」という表現に違和感がある。設計段階で評価して合理性を確認した上で導入可と判断したことに再度検討を実施するのはなぜか。</p> | <p>マニュアル(試行版)(案)において、「施工段階で、新たに生じた社会的要請や現場条件の変化などに対処するため、工法変更を行うことが合理的な場合もある旨」を記述。</p> |
| <p>検討のための条件を発注者が情報提供するのであれば、施工者も含めた協議や予備調査が必要だが、そのスケジュールを明記する必要がある。</p> | <p>マニュアル(試行版)(案)において条件を整理する段階で必要な情報の例を示す。スケジュールの記載については業界団体のヒアリングを踏まえて検討したい。</p> |
| <p>全体フローで「PCa導入可能か」と記すと実績がなければ使わないと受け止められる恐れがあるので、導入事例を示すのは重要。</p> | <p>マニュアル(試行版)(案)に導入事例集を添付する。</p> |
| <p>第1回検討会で臨港道路での事例が紹介されていたが、マニュアルに示す対象工事(構造物)を4工種(防波堤、護岸上部工、栈橋上部工、岸壁エプロン)にしたのはなぜか。</p> | <p>設計当初からPCaありきの構造物については除いたという意図だが、マニュアルとは別の話なので文言は削除する。</p> |
| <p>マニュアル第4章の留意点についてはどの程度の内容を記述するのか。</p> | <p>マニュアル(試行版)(案)においては最小限の記述に留め、試行を通じて記述の充実を検討する。</p> |